

令和4年神審第21号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年9月12日08時50分

和歌山県沖ノ島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

船舶所有者	a	b
総トン数	7.3トン	1.5トン
登録長	11.94メートル	5.60メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	300キロワット	84キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方の左舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッター2台、レーダー及びソナー、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた最大搭載人員が旅客12人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年9月12日06時00分徳島県今切港を発し、沖ノ島北西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時40分前示釣り場に到着して遊漁を行ったのち、07時50分和歌山県地ノ島北方沖合の釣り場に向かい、08時00分同沖合の釣り場に到着して遊漁を続け、再び沖ノ島北西方沖合の釣り場に向かうこととした。

a受審人は、周囲を一見して他船を見掛けなかったことから、予定進路上に航行の支障となる他船はいないものと考え、08時42分僅か過ぎ友ヶ島灯台から039度（真方位、以下同じ。）3.8海里の地点で、針路を250度に定めて発進し、17.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、ノースアップで3海里レンジとしたレーダーを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰掛けて操船に当たり、08時48分半友ヶ島灯台から016度2.4海里の地点に達したとき、正船首810メートルのところBを視認することができ、船首を南南西方に向けて

移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく続航し、08時50分友ヶ島灯台から006.5度2.2海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に後方から47度の角度で衝突した。

当時、天候は雨で風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機兼用のGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.25メートル船尾0.80メートルの喫水をもって、同日06時00分大阪府阪南港を発し、地ノ島北方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、06時45分前示釣り場に到着して移動しながら釣りをを行い、08時45分衝突地点付近で、船首を南南西方に向け、機関を中立運転として漂泊したのち、同乗者2人をそれぞれ左舷船首部及び同船尾部に配して自身が右舷中央部で釣りを再開し、08時47分半左舷後方1,350メートルのところにAを初めて視認した。

b 受審人は、Aの動静を監視しながら釣りを続け、08時48分半衝突地点で、船首が203度を向いていたとき、同船が左舷船尾47度810メートルのところとなり、その後、Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、以前、他船が釣果

などの情報交換のため接近して自船の近くで停止したことがあったことから、Aもいずれ停止するものと思い、避航を促す音響信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、釣りを続けながら漂泊を続け、08時49分半左舷方至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、両手を振って大声を發したものの、効なく、Bは、船首が203度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、左舷船尾部外板に圧壊、船外機に破損等を生じ、のち廃船処理された。また、b受審人が頸椎捻挫等を、B同乗者2人が頸部挫傷、頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、瀬戸内海東部の沖ノ島北方沖合の大阪湾において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近には、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるものの、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、沖ノ島北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった

ことも一因をなすものである。

a 受審人は、沖ノ島北方沖合において、同島北西方沖合の釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人、B同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、沖ノ島北方沖合において、釣りを行いながら漂泊中、Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、以前、他船が釣果などの情報交換のため接近して自船の近くで停止したことがあったことから、Aもいずれ停止するものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B同乗者2人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月5日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美